

# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立上穂波小学校

※ 以下、いじめ防止対策推進法第13条の規定により策定する。

## 1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、本校の全ての児童がいじめを行わず、児童、教職員がいじめを認識しながら放置することがないように、学校全体で組織的に対応していく必要がある。本校児童に関わる全ての者が、「児童をいじめから守る」ということを強く念頭に置き、以下にいじめ防止基本方針を策定するものである。

## 2 「上穂波小学校いじめ防止基本方針」の内容

### (1) 本校のいじめの問題に対する考え方

#### 【いじめに対する基本的な認識】

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係でいる児童はいない。」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という基本的認識に立ち、全児童が「いじめのない、安全で、明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、本基本方針を策定する。策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

いじめ問題に対する取組については、その「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識、検討し、日々、「未然防止」と「早期発見・対応」に取り組む。以下に教職員が常にもつべき、いじめ問題の基本的認識を示す。

- ① いじめは、本校のどの子どもにも起こり得る者である。
- ② いじめは、人権の侵害であり、人として決して許されるべきものではない。
- ③ いじめは、人に気づかれにくいところで行われることが多く、発見が容易でない。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方・考え方は間違っている。
- ⑤ いじめは、行為の態様によっては、暴行、恐喝、強要等の刑罰に関する法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や日々の指導の在り方を問われている問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育（環境）の在り方に大きな関わりがある。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等の全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - (1) いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月を目安とする)
  - (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

\* 学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

**【いじめの定義】**

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるもの」であり、その事象がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた側の児童の立場に立って行うものとされている。 (文部科学省)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

**【いじめの態様例】**

- ・ 仲間はずれ、集団による無視、暴力等がある。
- ・ 遊んでいる時に、遊ぶ振りして、軽くぶつかってこられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、物を撮ってくることを強要されたりする。
- ・ 物を隠されたり、盗られたり、壊されたりする。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯・スマホで本人の知らないうちに許可無く、個人の情報等を載せられたり、誹謗中傷されたりする。

以上のようなことを把握したときには、確証を得ない状態でも、構内において、児童等に一齐に聞き取りを行い、確実な実態把握を早期に行い、対応策を講ずる。

**《参考資料》**

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・ いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A (Part5) (平成25年国立教育政策研究所)
- ・ 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」(平成30年3月26日 文部科学省通知)

**(2) 校内組織委員会（「いじめ・不登校対策委員会」）の設置**

ア 委員会組織の名称 (いじめ防止対策推進法第22条に基づく必須組織として)

「いじめ対策委員会」

イ 構成員

組織の名称		いじめ・不登校対策委員会 (※事案により SC、PTA 役員)		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務全般	教務
		教諭	児童支援部	特別支援教育コーディネーター 生徒指導担当
		教諭	児童支援加配	人権教育担当
		教諭	低・中・高学年より代表職員 (3名)	
		養護教諭	健康教育部	児童相談担当
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	
	保護者	PTA会長1名、副会長2名		

## ウ 役割

- ・いじめ・不登校に関する情報の収集及び確認
- ・いじめ・不登校に対する対応方針の決定
- ・該当児童、関係児童への指導
- ・該当児童、関係児童の保護者への対応
- ・取組検証の確認
- ・外部専門家への協力要請及び指示伝達（※ 事案によっては警察への通報を検討する。）

### (3) 関係機関との連携

#### ア 教育委員会

- ・月例でいじめに関する報告を提出する。（毎月7日）
- ・いじめ対応について連携した取組を検討、協議、実施する。

#### イ 警察

- ・犯罪行為として取り扱うべき事案については、所轄の警察署等と連携し、事案の解決にあたる。

### (4) 保護者との連携

#### ア いじめられている（被害）側に対して

- ・いじめの事実把握後、速やかに家庭を訪問または、来校をしてもらい、学校側で把握した事実を正確に伝え、いじめられている側を守るという学校側の対応方針を示す。
- ・その後の学校側の対応過程を伝えるとともに、家庭における子どもの実態について、情報を共有する。

#### イ いじめている（加害）側に対して

- ・いじめの事実把握後、速やかに家庭を訪問または、来校をしてもらい、子どもと一緒に事実を確認するとともに、被害側の子どもの状況を伝え、いじめの認知とその深刻さを理解してもらう。
- ・学校で指導過程を見守り、その変容を保護者と一緒に確認しながら、よりよい成長につなげる。

### (5) 教員研修の充実

ア 学校いじめ防止基本方針の共通理解を通して、いじめの早期発見・早期対応に関する共通理解を図る。

イ 一般研修として、夏季休業中にいじめ問題に関する専門家を招いて研修を実施し、指導力の向上を図る。

ウ 授業を含む学校生活の様子を観る視点として、「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用し、定期的な評価を実施する。

エ いじめの問題は子ども間だけではないという意識をもち、教職員間、教員と子ども、教員と保護者との信頼関係づくりについても考え直す機会を位置づける。

## 3 いじめ防止の取組

### (1) いじめの防止に向けて

ア 児童一人一人が認められ、互いに思いやる雰囲気づくりに努める。

- ・互いのよさを認め合うことを意識した授業づくり
- ・あたたかい言語環境を育む取組

イ 道徳の時間における命の大切さを意図した指導を入れる。

- ・様々な体験活動と生命尊重や思いやりを育むことと関連づけた道徳の時間の推進
- ・「かがやき」「あおぞら」を活用した授業の推進

- ウ 規範意識の育成を意識した生活習慣の確立
- エ 児童間における連帯感や存在感を高める縦割り活動の取組（給食、運動会）

(2) いじめの早期発見に向けて

「学校においては、教職員の気づきを基本とする。」

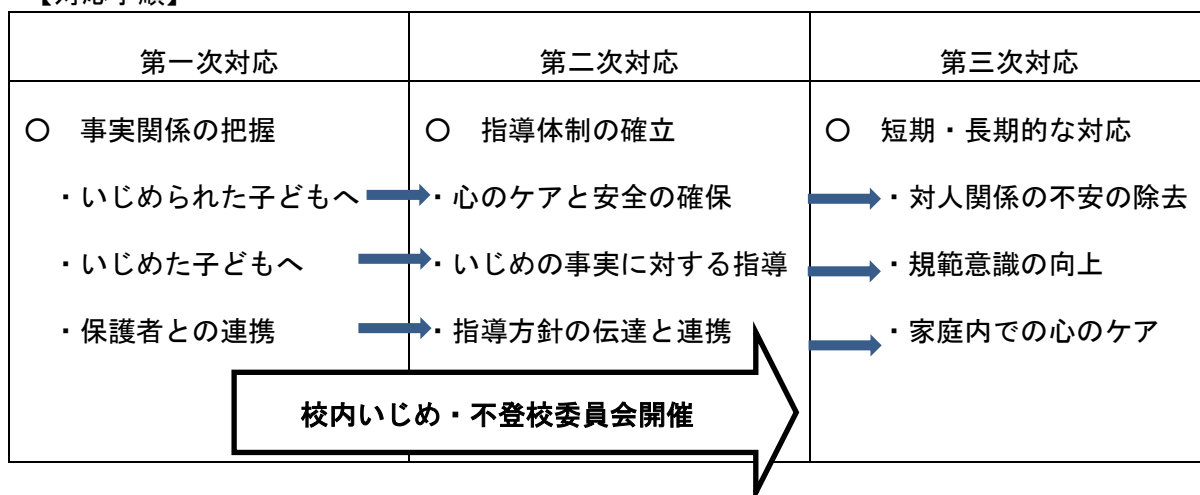
担任による判断	「しばらく様子を見る」「悪ふざけ」「けんか」という考え・見方は避ける。
	いじめは絶対に許さないという認識・姿勢をもつ。
	いじめられている側にたつことを前提として、早期にいじめを絶つ行動をとる。

- ア いじめの早期発見・早期対応の手引（福岡県教育委員会）の活用促進、徹底
- イ 「いじめアンケート」の実施
  - ・いじめに特化したアンケート（月1回、年間11回）、担任による児童への聞き取りの実施
  - ・児童の学校生活に関する保護者アンケートの実施（記述欄あり）及び学級における連絡体制の確立
  - ・年度の集計において、いじめの認知件数が零（0）であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐ。
- ウ 「いじめ対策委員会」における気になる児童についての報告、実態についての交流
- エ 学校、保護者からの要請に応えるスクールカウンセラーの活用

(3) いじめの早期対応の取組

- ア いじめを発見・認知した場合及び子どもより訴え・相談を受けた場合は、校内のいじめ対策委員会に報告し、速やかに事実確認を組織的（メンバーにて協議、対応）に行い、その結果を職員、教育委員会に報告する。
- イ いじめの事実確認後の動き
  - ・校内の委員会が中心となり、指示、対応の系統を示す。
  - ・いじめを受けた子どもに心理的な孤立・疎外感を与えないように共感的に接する等、配慮する。
  - ・子どもと併せて保護者への支援も継続的に行う。必要に応じてスクールカウンセラーによる面談を勧める。
  - ・いじめを受けた子どもの心理的な安定を第一に考え、いじめていた子どもたちと別室で学習を行うなどの措置を講ずる。
  - ・該当の保護者に連絡し、家庭への訪問または、学校への来校を促し、事態の収拾に努める。
  - ・悪質または犯罪行為に触れる恐れのある事案については、教育委員会及び警察署と連携する。

【対応手順】



### 【いじめ対応時の考え方・姿勢】

いじめ被害の子どもへ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめをなくすことへ強い姿勢で臨むことを示し、つらかったことへ共感的な理解を示す。</li> <li>○ いじめが解決するまで、学校全体で守ることを伝える。</li> <li>○ 解決の仕方を具体的に伝え、心配事を振り払うこと約束する。</li> <li>○ 保護者やいじめた子どもに対する対応について本人の意思を確かめながら解決を進める。</li> </ul>
いじめ加害の子どもへ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめた意図、行為について、冷静、かつ中立的に確認する。</li> <li>○ 集団によるいじめについては、個への対応と併行しながら聞き取りを行う。</li> <li>○ いじめられた子どもへの謝罪と二度としないことの決意を表させる。</li> <li>○ いじめを否定する気持ちの涵養を図り、繰り返さない指導を行う。</li> <li>○ 保護者に指導内容の全容を伝え、学校でも家庭でも本人の良いところを大切に伸ばし、生かしていくことを確認する。</li> </ul>

#### (4) ネット上のいじめの対応

ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の在り方について講ずる必要がある。

未然防止については、管理する保護者との連携が必要である。早期発見には、メール等に接した子どもの表情・行動の変化などの被害を受けた子どもが発するサインを見逃さない保護者の存在が不可欠となる。ネット上のいじめを発見した場合は、次のような対応をする。

- 被害の拡大、継続を避けるため、保護者了解のもと、書き込みや画像の削除をプロバイダに対して即座に求めることなど、警察を含めた関係の機関との連携を図る。
- 書き込み等を行った子どもが特定できた場合は、いじめ対応時の取組に応じて対応する。

また、家庭（保護者）との連携が不可欠なことから、家庭への啓発だよりの発行や、保護者とともに学ぶ情報モラル教育の実施に努める。

#### (5) 教育相談体制

##### 【学校において】

[① 担任 ② 教頭・教務主任 ③ 養護教諭 ④ 特別支援教育コーディネーター (校内委員会)]

##### 【専門家】

① スクールカウンセラー ② 学校警察連絡協議会

##### 【関係機関】

① 市教育委員会 学校教育課 指導係 ② 警察署 ③ 児童相談所 ④ 法務局

※ 学校教育法第35条に触れることが考えられる場合は、出席停止も視野に協議する。

#### (6) 保護者・地域等への働きかけ

ア 学校いじめ防止基本方針について周知し、いじめアンケートの実施や教育相談紹介カードの配付についてなど、いじめ撲滅に向けた取組啓発のたよりを配付する。

イ いじめ事案については、速やかに家庭訪問を行い、子どもの聞き取り内容と現状をもとに、事実確認を行う。また、学校の対応について、その方針を具体的に示し、理解と協力を求める。

ウ 事案の拡大がある場合は、緊急の保護者会等を開催し、幅広く理解と協力を求める。

エ 地域の民生委員や学校警察連絡協議会担当者と連携し、解決に向けた専門的な意見を聞く場を設ける。

(7) 取組状況の評価

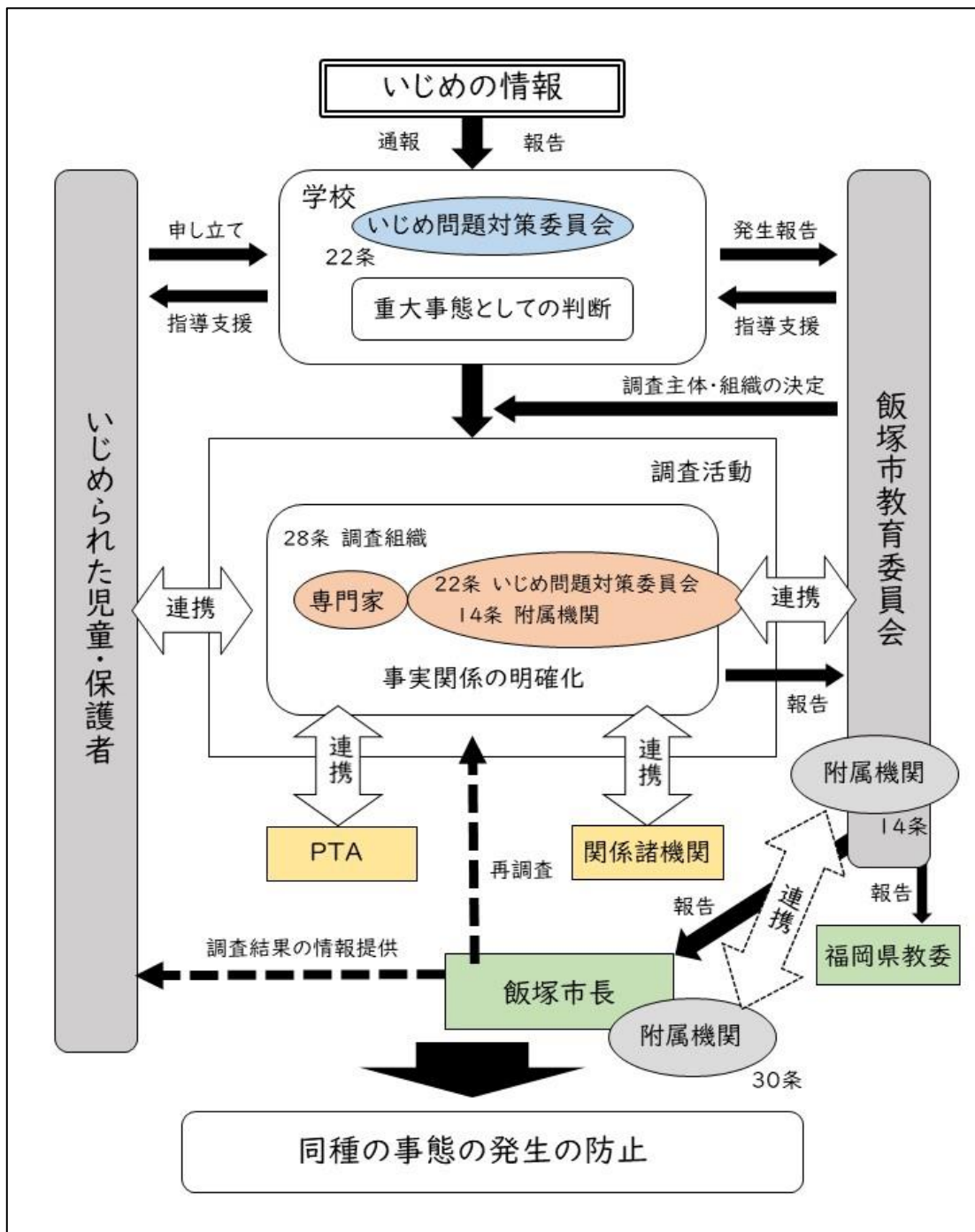
- ア 子どものいじめに関するアンケート結果の総括を毎学期、全職員で行う。
- イ 学校評価保護者アンケートを実施し、取組の検証を行う。  
上記のことをもとに、PDCA サイクルによるいじめ防止に係る学校体制を推進し、改善策を検討し、課題の克服に向けた取組につなげる。

(8) 重大事案発生の際のマニュアル

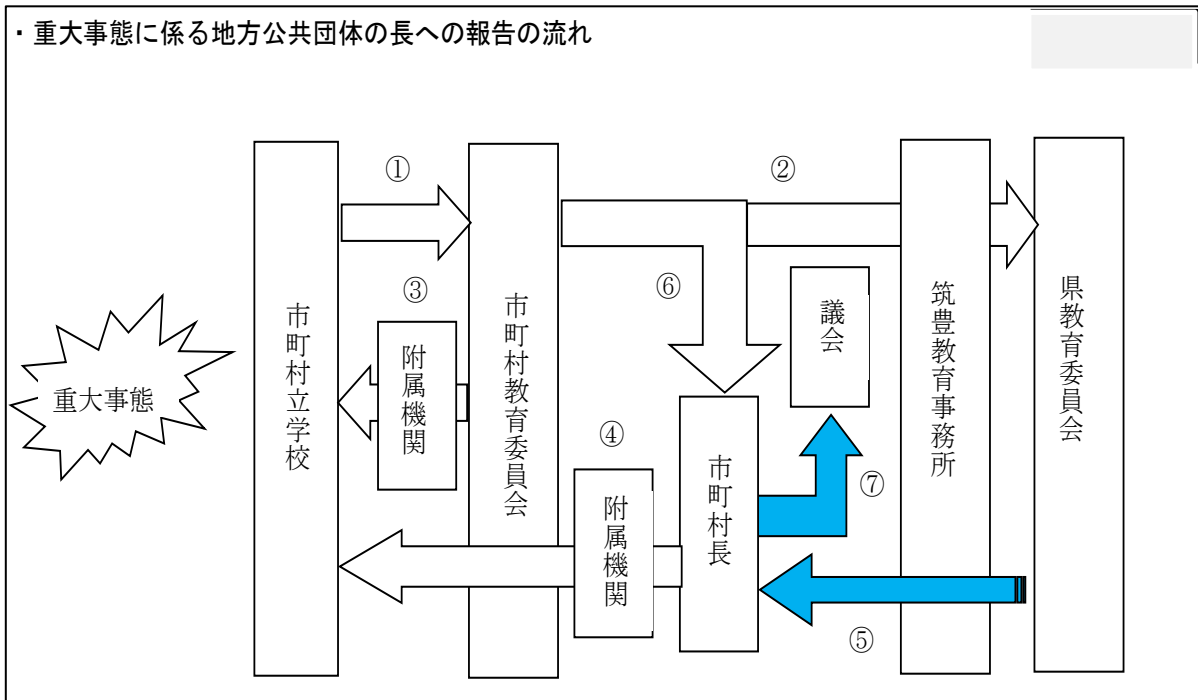
ア 重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(法第 28 条第 1 項第 1 号) 及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(法第 28 条第 1 項 2 号)

イ 重大事態の際の危機管理マニュアル



重大事態が発生した場合、直ちに飯塚市教育委員会に報告し、報告を受けた飯塚市教育委員会は飯塚市長及び福岡県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を飯塚市長に報告（第 30 条 1 項）  
併せて、福岡県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 附属機関による調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 重大事態への対処に関する飯塚市の事務の適切な処理について指導・助言または援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を飯塚市長に報告（国基本方針）  
併せて、福岡県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）

別紙【年間計画】

月	いじめ・不登校対策委員会	早期発見・早期対応の取組	いじめ未然防止の取組
4月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめの定義」「事案への対応」について確認 ○ホームページ等で、保護者や地域住民に、「学校いじめ防止基本方針」を公開する。	○「いじめの定義」「いじめの発見報告の重要性」「いじめ対応の在り方」の確認と、子どもへの教師としていじめに対する姿勢を明らかにする。	○友だちの様子に目を向けることの大切さを知らせる学習活動の実施。 ○基本方針、マニュアルの検討・変更。
5月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。 ○気になる子どもについて交流する。
6月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。
7月	○学期末職員会議 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。
8月		○SC等専門家を招聘した研修会 ○特別支援教育に関する研修会	
9月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○いじめを生まない学級づくりに向けた学級での活動に取り組む。
10月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。 ○運動会での仲間との協力や励まし合いについて取組を振り返る。
11月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。 ○気になる子どもについて交流する
12月	○学期末職員会議 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施 ・保護者アンケートの検討	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。
1月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施 ・保護者アンケートの実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。 ○学校評価に関する保護者アンケートの実施と課題の抽出	○いじめを生まない学級づくりに向けた学級での活動に取り組む。
2月	○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○アンケート結果をもとにいじめの現状について協議する。 ○気になる子どもについて交流する
3月	○学期末職員会議 ○いじめ・不登校対策委員会 ・「いじめアンケート」の実施 ・児童面談（聞き取り）の実施 ・いじめに関する評価等の年間総括	○「いじめアンケート」の実施。 ○児童に対し、聞き取りを実施。	○いじめに関する取組、基本方針について協議し、課題に対する取組の見通しを確認する。 【学校として、学年・学級としての構えと取組】